

熊本県健康危機管理基本指針

1 目的

この指針は、県民の生命、健康の安全に関する危機管理を適切に行うための基本的な取組みについて定めることを目的とする。

2 定義

- (1) 健康危機とは、食中毒や違反食品等の食品安全に係る事案、感染症、医薬品、化学物質、毒劇物、飲料水その他何らかの原因により生じた県民の生命、健康の安全を脅かす事態をいう。
- (2) 健康危機管理とは、このような健康危機に対して行われる健康被害の発生予防、治療、拡大防止に関する業務をいう。
- (3) 健康危機情報とは、医薬品、化学物質、毒劇物、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じた県民の生命、健康の安全に直接かかわる情報をいう。

3 健康危機管理調整会議の設置

(1) 設置目的

平常時において、健康危機管理に関する情報交換を行うとともに、健康危機発生時の迅速かつ適切な対応を行ううえで必要な調整を行うことを目的に、別記の構成員による健康危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(2) 業務

- ①健康危機管理体制の強化（平常時）
 - ア 個別分野別の実施体制整備等の支援
 - イ 健康危機情報の交換
 - ウ 関係機関等の役割分担の調整
 - エ 各地域の健康危機管理体制への支援
- ②初動体制の強化（健康危機発生時）
 - ア 迅速な健康危機情報の収集と関係機関等への提供
 - イ 原因不明あるいは複雑な健康危機発生時の対応
 - ウ 原因究明作業への支援
 - エ 原因判明後の個別分野別体制への引継ぎ

(3) 健康危機発生時の役割分担

- ①健康危機が発生した場合の初動体制については、別途定める初期対応マニュアルに従い対応する。
- ②①の場合において、調査の結果及び事件の内容を検討し、原因が明らかとなった場合、座長の指示により、各分野の健康危機管理担当課が個別分野別の健康危機管理体制に従い対応する。

(4) 構成

調整会議の構成員は、別記のとおりとする。なお、事態の状況等に応じ、会議構成員以外の者の参加を求めることができる。

(5) 開催

- ①調整会議は、座長が招集して開催する。

②座長が不在（事故その他の理由により職務を行うことができない状態をいう。以下同じ。）であるときは、副座長がその職務を代行する。

③②の場合において、副座長が2人以上あるときの職務を代行する順位は、座長があらかじめ指定した順位による。

④②の場合において、副座長が不在であるときは、健康危機管理課長がその職務を代行する。

（6）庶務

調整会議の庶務は、健康危機管理課において行う。

4 健康危機管理推進会議の設置

（1）総合的健康危機管理推進会議の設置

本県における総合的な健康危機管理体制を、関係する団体、機関等に対して周知し、健康危機発生時における円滑な協力を確保するとともに、健康危機管理のあり方について検討するために、総合的健康危機管理推進会議を設置する。

（2）地域健康危機管理推進会議の設置

各地域（熊本市を除く。）における健康危機管理体制を、関係する団体、機関等に対して周知し、健康危機発生時における円滑な協力を確保するとともに、各地域における健康危機管理のあり方について検討するために、各保健所の運営による地域健康危機管理推進会議を設置する。

5 健康危機管理対策本部の設置

（1）健康福祉部長は、重大な健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該危機の程度、緊急度等を勘案し健康危機管理対策本部を設置する。特に重大な健康危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、知事が健康危機管理対策本部を設置する。

（2）重大な健康危機が県内の特定地域に集中している場合には、所轄保健所長は、所内に健康危機管理現地対策本部を設置する。特に重大な健康危機の場合には、当該振興局長が健康危機管理現地対策本部を設置する。

（3）健康危機管理対策本部及び健康危機管理現地対策本部の構成員等については、事案や状況に応じて、その都度、弾力的に定める。

（4）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第6条に規定する1類感染症及び指定感染症の発生時等においては、熊本県感染症対策本部設置要綱に基づき熊本県感染症対策本部を、また同条に規定する新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の発生時等においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）等に基づき熊本県新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

6 熊本県地域防災計画・国民保護計画との関係

地震等の災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態に起因する健康危機について、熊本県地域防災計画又は熊本県国民保護計画における災害対策本部又は国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が設置された場合の取り扱いについては、熊本県地域防災計画又は熊本県国民保護計画に沿った総合的かつ計画的な対策の推進に努めるものとする。

7 健康危機情報の収集、提供

- (1) 健康危機管理担当課、保健所及び保健環境科学研究所（以下「健康危機管理担当課等」という。）は、健康危機情報の広範な収集、分析に努める。
- (2) 健康危機情報を入手した健康危機管理担当課等は、当該情報に伴う対応が想定される関係課及び関係機関に対し、速やかに当該情報を提供し、当面の原因究明等の支援に努める。

8 熊本県実地疫学調査チーム（FEIT）の設置

- (1) 原因不明あるいは複雑な健康危機発生時において早急に原因を究明し被害の拡大を防止するとともに、健康危機の原因究明に関する知見の集積を図るために、熊本県実地疫学調査チーム（FEIT）を設置する。
- (2) (1) に関し必要な事項は、別途要項で定める。

9 個別分野別健康危機管理体制の整備

健康危機管理担当課は、必要に応じて、調整会議の支援を受け、個別分野別の健康危機管理体制の整備を図る。

(別記)

健康危機管理調整会議の構成員

- ①座長 健康福祉部長
- ②副座長 健康福祉部政策審議監、医監
- ③基本構成員 子ども・障がい福祉局長、健康局長、健康福祉政策課長、健康危機管理課長、障がい者支援課長、医療政策課長、健康づくり推進課長、薬務衛生課長、環境保全課長

附則

- 1 この基本指針は、平成10年12月3日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、平成13年3月13日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、平成15年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、平成15年6月4日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、平成16年4月12日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、平成22年3月31日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この基本指針は、令和元年10月10日から施行する。